

鶴岡高専技術振興会規約

(設 置)

第1条 本会は、鶴岡工業高等専門学校(以下「高専」という。)及び地域企業等との連携を促進し、地域の産業発展及び高専の研究教育機能の充実に寄与することを目的とし、鶴岡高専技術振興会を設置する。

(事 業)

第2条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 高専及び地域企業との連携・協力の強化に関すること。
- (2) 高専及び地域企業の研究開発能力の向上並びに研究開発の推進に関すること。
- (3) 高専及び地域企業の連携に繋がる情報提供及び調整に関すること。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(会 員)

第3条 本会は、設立の目的に賛同する法人及び個人の会員によって組織する。

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	15名以内
監 事	2 名

(役員を選任)

第5条 本会の会長は、鶴岡市長とする。副会長、理事及び監事は、会長が総会に諮り選出する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。なお、補欠選出された役員は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第7条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の企画運営をする。
- (4) 監事は、本会会計を監査する。

(顧 問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 本会の会議は、会長が招集し、議長となる。

3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(総 会)

第10条 総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議決定する。ただし、必要のある時は、臨時に召集することができる。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業計画及び事業実績に関すること。

(3) その他重要事項に関すること。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、総会に付する事項その他の必要事項を審議する。ただし、役員会は、役員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(会 計)

第12条 本会の会計は、負担金、助成金、寄付金等の収入をもって充当する。

2 負担金の額及び徴収方法は、役員会において決定する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、(公財)庄内地域産業振興センター内に置く。

(その他)

第15条 本規約に定めるものの他、必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

1 この規約は、平成14年5月28日から施行する。

2 この規約は、平成22年6月2日から施行する。